

会員規約

・第1条 (名称)

本スタジオは、QUWANDS DANCE SPACE [クワンダンススペース] (以下本スタジオ) と称します。

・第2条 (所在地)

本スタジオは、事務所を東京都江戸川区平井 1-2-21 QUWANDS 合同会社 (以下甲) 内に置きます。

・第3条 (運営・管理)

本スタジオは、甲の指定の施設を利用し、甲が運営・管理にあたります。

・第4条 (目的)

本スタジオは、甲の指定の施設を利用して、会員の心身の健康維持・増進を図ると共に、会員相互の知的で創造的な、かつ友好的で明るいコミュニケーションを図る事を目的とします。また地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることを目指します。

・第5条 (会員)

本スタジオの会員は、本会則・細則及び、本スタジオが定めることを遵守することとします。

・第6条 (会員資格)

本スタジオの会員は、下記に該当する方とします。

1) 保護者が本スタジオの趣旨に同意し、本スタジオの会員として、本スタジオが認めた方。 2) 満2歳以上の方。 3) 別途定める会費を滞りなく納めている方。

・第7条 (入会時の健康チェック)

入会時に本スタジオ利用可能であるか別途定める健康チェックを記入し、問題がある場合には全て入会前に申し出るものとします。(場合により、医師の診断書提示を求める場合があります。)

・第8条 (入会手続)

1) 本スタジオへの入会は、所定の申し込み手続を行い、本スタジオの承認を得ることとします。 2) 申し込み手続と同時に、別途定める入会金・会費・各手数料等を本スタジオに支払うこととします。
3) 以下の内容に該当する場合は、入会受付出来ません。
a. 感染症及び感染性のある皮膚病の方。 b. 自ら、及び自らの関係者が反社会的勢力の方。 c. 他会員に迷惑を掛ける恐れがある、またはその他好ましくないと判断した方。
d. 医師に運動を禁じられている方。(本スタジオは必要により医師の診断書等の提出を求めることが出来、提出拒否の場合も同様とします。) e. 日本語による口頭説明及び本会則が自身で理解できない方。

・第9条 (入会金・会費等諸料金)

1) 入会金・会費等は次に定める金額とします。 a. 入会金は、入会手続・登録費用の為、理由の如何を問わず返金しないものとします。 b. 会費は、理由の如何を問わず原則返金しないものとします。
2) 本スタジオは会員が支払うべき諸料金を、社会・経済情勢に応じ、変更できるものとします。

・第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

1) 会員資格の有効期間が終了した時。 2) 会員本人および保護者より、所定の退会届を提出した時。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。 3) 会員本人が死亡したとき。
4) 第16条に従い、甲が本スタジオを閉鎖したとき。

・第11条 (除名・資格の一時停止)

甲は、会員が下記の各号に抵触すると認められた場合、即時、除名・会員資格の一時停止をすることが出来ます。

1) 本スタジオの名誉を毀損し、秩序を乱したとき。 2) 本会則・細則、その他本スタジオが定めた規則に違反したとき。 3) 会費、その他支払いが指定期日を越え滞りしたとき。
4) 会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

・第12条 (会員資格の譲渡)

会員資格は、譲渡することは出来ません。

・第13条 (休会・退会)

1) 休会・退会は本スタジオへ電話やメールで告知をするものとします。 2) 退会は、受付日の翌月末に適用となります。
3) 休会は、受付日の翌月から適用となります。3カ月間を上限とし、それ以上の休会は認めません。 4) 休会中は会員資格を継続できるものとします。

・第14条 (会費)

会員は別途定める会費を滞りなく納入しなければなりません。(20日までに翌月分の納入)

・第15条 (会費他の支払方法)

1) 会費の支払方法は、初月、次月は現金払いとし3ヶ月目以降は引落しとなります。 2) 会費はレッスン受講前若しくは受講後当日に支払うものとします。
3) やむを得ず会費の支払いを遅延する時は、電話やメールで事前に告知をするものとします。 4) 会費が支払われない場合は、第13条を適用します。

・第16条 (施設の閉鎖・利用制限)

本スタジオは協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、または利用制限、変更を行う場合があります。

1) 天候・災害・その他により、運営が不可能と認められるとき。 2) 本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。 3) 本スタジオの行事を開催するとき。
4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。 5) 経営上、必要と認められたとき。

・第17条 (免責事項)

会員において、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理不備ないし、構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外について本スタジオは一切損害賠償の責を負わないものとします。

・第18条 (会員の損害賠償責任)

会員の施設利用の際、会員の責に帰す事由により、本スタジオ・第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責を任ずるものとする。

・第19条 (変更事項の届け出)

会員は、住所・連絡先等、入会申込書等の内容に変更があった場合、滞りなく本スタジオに届ける義務があるものとする。

・第20条 (運営介入の禁止)

会員はもとより、第三者のスタジオ運営に関する介入等の一切の行為を禁止します。

・第21条 (細則)

本会則、および付則に定めていない事項、業務上必要と認められる細則は本スタジオがこれを定めます。

・第22条 (改正)

本会則の改定・変更等は、本スタジオの定めるところとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。